

質問第七八号

子ども手当に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月二十七日

山谷えり子

参議院議長 江田 五月 殿

子ども手当に関する質問主意書

子ども手当が本年六月より支給されるにあたり、四月より市区町村の窓口で申請が始まっている。同手当は外国にいる外国人の子ども（養子も含む）の親にも支給されるため、混乱が生じているという報道がある。

そこで次の事項について質問する。

一 政府は本年四月における外国人からの子ども手当の申請状況を把握しているか。また、今後どのように把握していく考えか。

二 外国人からの子ども手当の申請に関し、地方自治体から政府に対して、どのような声、意見が寄せられているか。

三 「申請してくる親の真偽を確かめようがない」と地方自治体関係者は嘆いているが、政府はこれらの声をどう受けとめ、地方自治体を支援していくのか。

四 枝野幸男行政刷新担当相は本年五月九日、「率直に言って対応を間違った。大変申し訳ない」、「日本とかかわりなく外国に住んでいる方、日本国籍がなく外国に住んでいる方が支給対象になるのは、国民感

情として理解が得られない。批判を受けない制度に変えたい」と発言した。外国に住む日本国民でない子らに対する子ども手当の支給については、閣僚までもこのように発言しており、この支給に日本の血税を使うべきではない。「過ちては改むるに憚ること勿れ」である。政府は子ども手当法に「子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しない」という条項を加える改正案を提出し、議論を先送りせず、すみやかに成立させるべきと思う。政府の見解を示されたい。

右質問する。